

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社フォーバルと称し、
英文では FORVAL CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信、映像および音響機器の販売、設置工事および保守管理
2. コンピューターおよび端末装置の販売、設置工事および保守管理
3. オフィス・オートメーション機器の企画、製造、販売、設置工事および保守管理
4. エレクトロニクス製品、電気製品、情報関連機器、新素材の輸出入、製造、販売、設置工事および保守管理
5. 電気通信事業、放送事業およびテレビ、ラジオ番組の企画、制作
6. 広告、コマーシャルの企画、制作および販売
7. 書籍、雑誌等の出版および販売
8. 情報処理および情報提供サービス業
9. 店舗、事務所のインテリアの企画、設計および内装仕上工事ならびに監理
10. 土木工事、建築工事、設備工事、その他建設工事の企画、設計、監理、施工および請負
11. 家具、什器備品、文房具の企画、製造、販売および輸出入

12. 衣料用繊維製品の企画、製造および衣料品の販売および輸出入
13. 日用家庭用品および日用品雑貨の販売および輸出入
14. 生鮮、冷凍、加工食料品の販売および輸出入
15. 茶類、清涼飲料水等の販売および輸出入
16. 有価証券の売買、金銭の貸付、債務の保証、クレジットカード業および代金前払方式の磁気カードの発行および販売
17. 動産、自動車および電話加入権のリース、レンタルおよびその仲介業
18. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
19. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理
20. 旅行業ならびにホテル、飲食店、レストランおよびスポーツ施設の経営
21. 学習塾、カルチャー教室、レッスン教室等の開設指導および経営
22. 労働者派遣事業
23. 有料職業紹介事業
24. 貨物自動車運送業
25. 自動車販売業
26. 経営に関するコンサルティング業務
27. 医療機器、医療検査機器、医療用具等の開発、製造、リース、レンタルおよび販売
28. 通信機器による健康調査に関する医療情報の収集、分析及び提供
29. 痩身美容機器等のリース、レンタルおよび販売

30. 環境に優しい水処理装置全般の研究・開発・設計・施行・管理業務
ならびに制作・販売
31. フランチャイズ形態によるチェーン店の経営指導およびその運営に
対するコンサルティング業務
32. 投資基金の運用委託および運用にかかわる調査、指導、コンサルテ
ィング等の業務
33. 知的所有権（特許権、商標権、実用新案権、意匠権）および専属販
売契約上の権利の譲渡等の鑑定評価および企画、開発およびそのリ
ース、レンタルならびに紹介斡旋業務
34. 前各号の業務にかかわるコンサルティングおよび情報収集、情報提
供サービス業務
35. 前各号に関する顧客の仲介、斡旋業務
36. 前各号に付帯または関連する一切の事業および業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関の設置）

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

（公告方法）

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告によるこ
とができない事故その他止むを得ない事由が生じたときは、東
京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 3 条 当社は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(招集者および議長)

第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集しその議長となる。ただし、取締役会長に事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 1 7 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 1 8 条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、 1 0 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、 5 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は、当社を代表し、会社の業務を統括する。
 - 3 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名を置き、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役の報酬等)

- 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会の招集者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集しその議長となる。ただし、取締役会長に事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日から3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会の運営については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第29条 監査等委員会の運営については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第30条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 取締役等の責任免除

(取締役の損害賠償責任の一部免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として免除することができる。

(非業務執行取締役等との責任限定契約の締結)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める金額に限定する旨の契約を締結することができる。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 3 4 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 3 5 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 3 6 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。
2 当会社の間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。
3 前 2 項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 3 7 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2 未支払の配当金に対しては利息をつけない。

附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、取締役会の決議をもって、第 3 5 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を、法令に定める金額を限度として免除することができる。

(電子提供措置等の効力発生日等)

第 2 条 定款第 1 5 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第 1 5 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 0 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下

- 「施行日」という) から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
 - 3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(令和4年6月24日改訂)